

## 【文部科学委員会】

### ○私立学校法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）要旨

本案は、私立学校の健全な発達に資するため、理事、理事会、監事、評議員、評議員会及び会計監査人の職務その他の学校法人の機関に関し必要な事項について定めるとともに、予算、会計その他の学校法人の管理運営に関する規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 学校法人には、理事、理事会、監事、評議員及び評議員会並びに理事選任機関を置かなければならないこととすること。
- 二 役員等の資格及び選解任の手續等並びに各機関の職務及び運営等の管理運営制度の見直し
  - 1 理事選任機関の構成等は、寄附行為をもって定めることとすること。
  - 2 理事選任機関は、理事の選任に当たって、あらかじめ評議員会の意見を聴くこととすること。
  - 3 理事長の選定は理事会で行うこととすること。
  - 4 理事と評議員の兼職を禁止すること。
  - 5 監事は、評議員会の決議によって選任することとするとともに、役員近親者の就任を禁止すること。
  - 6 理事及び理事会により選任される評議員の割合並びに評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設けること。
  - 7 評議員会は、理事選任機関が機能しない場合に理事の解任を理事選任機関に求めることができることとするとともに、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求及び責任追及を監事に求めることができることとすること。
  - 8 学校法人は、寄附行為をもって定めるところにより、会計監査人を置くことができることとすること。
- 三 文部科学大臣が所轄庁である学校法人及びそれ以外の学校法人でその事業の規模又は事業を行う区域が政令で定める基準に該当するもの（以下「大臣所轄学校法人等」という。）の特例
  - 1 大臣所轄学校法人等においては、解散、合併等学校法人の基礎的変更に係る事項及び寄附行為の変更につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとすること。
  - 2 大臣所轄学校法人等は、会計監査人を置かなければならないこととすること。

四 役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任等に関する規定を整備するとともに、役員等の特別背任等に係る罰則に関する規定を整備すること。

五 この法律は、一部を除き、令和7年4月1日から施行するものとともに、この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

#### **(附帯決議)**

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法による学校法人のガバナンス改革に当たっては、私立学校の建学の精神を侵すことのないよう留意すること。また、大学を設置する学校法人においては、憲法で保障されている学問の自由及び大学の自治の理念を踏まえ、私立大学の自主性・公共性を担保する観点から、その設置する大学の教育・研究に不当に干渉することがないように、特段の留意を払うこと。
- 二 理事会の業務執行に対する評議員会の監視・監督機能の強化を促進するため、あらかじめ評議員会の意見の聴取を要する事項について、必要に応じて意見の聴取に代えて決議を要することもできる旨を各学校法人に周知するなど、評議員会の権限強化策を推進すること。
- 三 学校法人の理事の選任は評議員会の監視・監督機能を定期的に発揮させる重要な手段であることを踏まえ、各学校法人の理事選任機関に評議員を含めるなどの工夫により、理事会からの中立性を確保するよう周知を図ること。
- 四 理事長等特定の者への権限の集中が一部の私立大学等における不祥事の背景となっている状況を踏まえ、評議員会の監視・監督機能が実質的かつ健全に機能するよう、理事又は理事会が選任する評議員数の上限については、必ずしも当該割合まで求めるものではないことを各学校法人に周知するとともに、上限の在り方について検討すること。
- 五 学校法人のガバナンス強化には、理事会及び評議員会の活性化が重要であることを踏まえ、各学校法人において理事会及び評議員会を理事及び評議員の出席のもと定期的に開催するなどの工夫により、積極的に意見交換するよう周知すること。
- 六 私立大学等のガバナンス不全を防止するため、文部科学大臣所轄学校法人等においては、理事長職について、責任に見合った勤務形態を取らせるため、任期や再任回数に上限を設けるための措置など理事長職の在り方について検討すること。
- 七 監事と会計監査人の連携や監査重点事項の策定などにより監事及び会計監

査人による監査機能の実効性を確保するよう各学校法人に周知するとともに、会計監査人はその独立性を害するような監査証明業務と非監査証明業務の同時提供はできない旨の周知を図ること。

八 本法による学校法人のガバナンス改革の実施に当たっては、その対象となる学校法人は、都市部の大学等を設置する大規模なものから地方の幼稚園のみを設置する小規模なものまで様々であることから、特に小規模な学校法人に対しては、寄附行為・内規の変更や評議員の候補者探しなどの負担、地域間格差の拡大等に配慮し、設置する学校種及び規模等を踏まえた運用面での負担の軽減措置を講じること。

九 本法は大学を設置する大臣所轄学校法人を中心に制度設計が行われているが、多くの学校法人の所轄庁は都道府県知事であることから、都道府県に対して丁寧な説明や調整が行われるよう努めること。

十 私立学校法の対象外である株式会社により設置される学校においても、最大の利害関係者が学生等であることを踏まえ、設置主体の株式会社のガバナンス不全が学生等に不利益を与えないよう、設置者に対する指導助言の充実に努めること。

十一 学校法人の役員及び評議員の選任に当たっては、男女共同参画の観点から、女性の登用について配慮を求める旨を、各学校法人に対し周知すること。

## ○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案（内閣提出第22号）要旨

本案は、日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設するとともに、認定日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 日本語教育機関の認定制度の創設

- 1 日本語教育機関の設置者は、当該日本語教育機関について、申請により、日本語教育を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。
- 2 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表するものとする。
- 3 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に、文部科

学大臣の定める表示を付することができるものとする。

4 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施状況に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができるものとする。

5 文部科学大臣は、認定の基準を定めるときは、あらかじめ、法務大臣に協議するとともに、審議会等で政令で定めるものの意見を聴くものとする。また、文部科学大臣及び法務大臣その他の関係行政機関の長は、相互に連携を図りながら協力するものとする。

## 二 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

1 日本語教員試験に合格し、文部科学大臣の登録を受けた機関（登録実践研修機関）が実施する実践研修を修了した者は、登録日本語教員として、文部科学大臣の登録を受けることができるものとする。

2 日本語教員試験は、基礎試験及び応用試験とで構成し、文部科学大臣は、その指定する機関（指定試験機関）に日本語教員試験の実施に関する事務を行わせることができるものとする。

3 文部科学大臣の登録を受けた日本語教員の養成機関（登録日本語教員養成機関）が実施する養成課程を修了した者については、その申請により、基礎試験を免除すること。

## 三 施行期日等

1 この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行するものとする。

2 この法律の施行に関し必要な経過措置を設けること。

### （附帯決議）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 我が国が選ばれる国となるためにも日本語教育を更に推進することが必要であり、教育機関、事業者、地方公共団体等とともに、日本語教育に必要な環境を整備し、誰一人取り残されない多文化共生社会の実現に向けて、認定日本語教育機関や登録日本語教員による日本語教育が、地方も含めて幅広く行われるよう、財政措置を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずること。

二 認定日本語教育機関や登録日本語教員が、留学分野だけでなく就労及び生活・子育て分野でも広く活用されるよう、文部科学省及び法務省その他の関係省庁の連携の下、具体的な仕組みを検討し、その構築に努めること。また、

認定日本語教育機関の認定基準の策定に当たっては、法務省告示校、大学留学生別科をはじめとする日本語教育機関のうち、一定の要件を満たすものが適切に認定されるものとする。

- 三 日本語教育を必要とする就学前段階からの子供が、ライフステージに合わせて幼稚園、保育所、認定こども園や小・中・高等学校、夜間中学等も含めた多様な場において適切な支援を受けられるよう、関係者及び関係機関の連携を密にするとともに、個々のニーズ、レベル、発達状況に応じた切れ目のない日本語学習機会の提供のための支援に必要な施策を講ずること。
- 四 日本語教育における専門人材の確保が困難な状況にある中、留学生、児童生徒、生活者、就労者、難民・避難民、海外等の分野別の研修の充実をはじめとする日本語教師のキャリア形成支援、処遇や労働環境の改善等による人材確保策について具体的に検討すること。また、地域における日本語教育において、ボランティアや地域日本語教育コーディネーター等の担い手の確保が本法施行後も引き続き重要であることから、必要な人材確保のための支援を行うとともに、地方公共団体と適切に連携すること。
- 五 現在の法務省告示校の教員要件を満たす者や現職の日本語教師に対する登録日本語教員への移行措置については、関係者の意見を十分に踏まえた上で早期に明確化するとともに、その周知に万全を期すこと。
- 六 本法により創設される認定日本語教育機関及び登録日本語教員の制度について広く周知するとともに、日本語教育機関や日本語教師の専門性、社会的意義及び役割についての認知を高めること。
- 七 外国人が基本的なコミュニケーション能力を得る上で、日本語の習得に取り組むことが有用であるという認識を、在留管理等の観点も含めて外国人の受入れ政策に係る全ての省庁が共有すること。また、地方の出入国在留管理も含めた法務省と文部科学省の一体的な制度の運用に必要な体制を強化し、外務省、厚生労働省、総務省、経済産業省等の関係行政機関が連携して、本法に規定される事務の実施に万全を期すため、政府全体として必要な体制を整備すること。その上で、技能実習制度及び特定技能制度の見直しを含めた出入国在留管理政策の中においても、日本語学習に取り組むことを動機付けるとともに、日本語教育の費用負担における事業者等の責務の在り方を含めて適切な方策を検討し、運用に努めること。

## ○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第35号) (参議院送付) 要旨

本案は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）により設置される放射光施設の共用を促進し、科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図るため、当該施設を特定先端大型研究施設に追加するとともに、機構に放射光共用施設を研究者等の共用に供する業務等を行わせることとする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特定先端大型研究施設として、機構により設置される、放射光を使用して研究等を行うための施設であって、文部科学省令で定めるもの（以下「特定放射光施設」という。）を追加すること。
- 二 文部科学大臣は、機構により設置される特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととすること。
- 三 機構は、特定先端大型研究施設の設置者として、放射光共用施設（特定放射光施設のうち研究者等の共用に供される部分をいう。）の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること等の業務を行うものとともに、基本方針の内容に即して、当該業務の実施計画を作成し、毎事業年度、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととすること。
- 四 文部科学大臣は、特定先端大型研究施設の設置者として機構が行うものとされた業務のうち、施設利用研究を行う者の選定や支援等の業務の全部又は一部を文部科学大臣の登録を受けた者に行わせることができることとすること。

### 五 施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行するものとする。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### (附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 次世代放射光施設N a n o T e r a s uの整備は、官民地域パートナー

シップという新たな方式により、国、地域及び産業界が連携して行っていることから、施設の運用に当たっては、各主体の役割と責任の所在を明確にするとともに、安全管理や情報セキュリティなどについて一元的な対応ができるよう適切な体制を構築すること。

二 スタートアップやベンチャー企業等によるイノベーションの創出が我が国の持続的な経済成長や発展に欠かせない重要な要素の一つであることに鑑み、意欲のある起業家等に対して次世代放射光施設N a n o T e r a s uの利活用を広く働きかけるとともに、その研究成果が最大限に活かされるよう十分な支援策を講ずること。

三 科学技術立国の実現を目指す我が国にとって、先端的な研究施設を整備し、若手研究者を含む産官学の研究者による積極的な利活用を促進することで、学術・産業界における国際競争力を強化していくことが重要であることに鑑み、既存の特定先端大型研究施設の老朽化対策を着実に実施するとともに、技術革新の進展等に対応した施設の高度化を推進するため、十分な財政措置を講ずること。

四 特定先端大型研究施設間の連携を図り、登録施設利用促進機関における研究実施相談を充実するため、研究実施相談を担う人材の育成・確保に向けて国として必要な施策を実施すること。

五 科学技術に対する国民の理解を深めるため、特定先端大型研究施設を活用して得られた研究成果について分かりやすい情報提供等を行うこと。その際、特に、児童生徒の科学技術に対する興味や関心を高めるための取組の実施に努めること。

六 特定先端大型研究施設を活用して得られる研究成果を最大化するためには、研究者が長期的な視点に立って自由な発想で研究活動に従事できることが重要であることに鑑み、大学において任期を付さない安定的な身分の研究者を増やすことができるよう、人件費の基礎となる国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費を確実に措置すること。

## ○著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）要旨

本案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない場合の著作物等の利用に関する裁定制度を創設する等の措置、立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合等に著作物等の公衆送信等を可能

とする措置及び著作権等の侵害に対する損害賠償額の算定の合理化を図る措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設等

- 1 集中管理がされておらず、利用の可否に係る著作権者等の意思を円滑に確認できる情報が公表されていない著作物等を利用しようとする者は、著作権者等の意思を確認するための措置をとったにもかかわらず、確認ができない場合には、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託することにより、裁定において定める期間に限り、当該著作物等を利用することができることとする。
- 2 文化庁長官は、裁定に係る著作物の著作権者等からの請求により、当該裁定を取り消すことで、取消し後は本制度による利用ができないこととし、著作権者等は補償金を受け取ることができることとする。
- 3 迅速な著作物等利用を可能とするため、新たな裁定制度の申請受付、要件確認及び補償金の額の決定に関する事務の一部について、文化庁長官の登録を受けた窓口組織が行うことができることとする。

#### 二 立法又は行政における著作物等の公衆送信等を可能とする措置

- 1 立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、必要な限度において、内部資料の利用者間に限って著作物等を公衆送信等できることとする。
- 2 特許審査等の行政手続等について、デジタル化に対応し、必要と認められる限度において、著作物等を公衆送信等できることとする。

#### 三 海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直し

- 1 著作権等の侵害者の売上げ等の数量が、権利者の販売等の能力を超える場合等であっても、ライセンス機会喪失による逸失利益の損害額の認定を可能とすること。
- 2 損害額として認定されるライセンス料相当額の算定に当たり、著作権侵害があったことを前提に交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を明記すること。

#### 四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二及び三については令和6年1月1日から施行すること。



## (附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 著作物等の利用に関する新たな裁定制度は、著作権等管理事業者による集中管理がされていない著作物等を対象としており、これらの権利者には個人で活動するクリエイターなどが多く含まれることを踏まえ、特に本制度の利用の契機となる著作物等の利用の可否に係る意思表示について、幅広く丁寧な説明、周知を行うこと。
- 二 新たな裁定制度の具体化に当たっては、現行の裁定制度の現状を踏まえ、手続の簡素化に留意し、制度の利用に繋がるよう努めること。また、権利者の意思表示の確認に係る要件について明確さを旨として定めるとともに、意思表示をしていない権利者の権利保護が図られるよう、裁定手続を進める過程においても、意思表示を待つだけに留まらず、不断に権利者の探索・アプローチを進める方策に努めること。
- 三 登録確認機関が行う未管理公表著作物等の使用料相当額の算出に当たっては、利用者の負担軽減の観点から、利用者が使用料相当額を算定しやすい簡便な仕組みとするとともに、著作物等の利用形態に応じた一般的な使用料等の相場を踏まえた適切な額とするよう努めること。
- 四 著作物等の利用に係る利便性の向上とともに、権利者への適切な対価還元を図る本法の趣旨を踏まえ、登録確認機関の登録及び指定補償金管理機関の指定に当たり、それぞれの機関が権利者及び利用者の意見を適切に反映した運営が確保されるよう留意すること。
- 五 分野横断権利情報検索システムは新たな裁定制度において権利者の探索に重要な役割を果たすことを踏まえ、政府は、分野横断権利情報検索システムの構築に当たって、著作権等管理事業者が保有する既存のデータベースとの連携等データベースの充実に向けた支援を行うこと。その際には、著作権等管理事業者の負担となることのないよう留意すること。
- 六 海賊版による著作権侵害に対する損害賠償額として認定されるライセンス料相当額の考慮要素の明確化については、侵害行為の抑止の観点から、損害賠償額が適正な額となるよう制度の趣旨の周知を図ること。
- 七 海賊版サイトについては、運営主体の多くが海外に拠点をもっていることから、その取締りに当たっては、日本国内のみならず国際的な連携・協力の強化など、海外での不正流通防止に向けた対策に積極的に取り組むこと。

- 八 メタバースや非代替性トークン（NFT）等、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展が著作物等の創作・流通・利用を取り巻く環境に大きな影響を与えていることを踏まえ、著作物等の一層の利用の円滑化及びそれに伴う著作権者の権利保護の在り方等、著作権制度の議論を加速させること。
- 九 DXの進展により、著作物の創作又は利用を本来の職業としない者が著作物の提供者あるいは著作物の利用者となる機会が増えたことを踏まえ、著作権等に関する法律知識の周知や契約実務の補助となるマニュアル等の普及に努めること。
- 十 AI技術の進展により、他者の著作物を使用した創作物が容易に作成されるようになったことを踏まえ、著作者の権利の保護に向けた取組・体制の強化を図ること。また、著作権に対する意識の醸成及び教育機会の更なる充実を図ること。